青森県災害救助法施行細則　新旧対照表

現　行	改　正　案
（協力命令に係る公用令書等） 第十一条　知事は、法第八条の規定により救助に関する業務に協力させる者に対して、公用令書（第十号様式）を交付するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。	（協力命令に係る公用令書等） 第十一条　知事は、法第八条第一項又は第二項の規定により救助に関する業務に協力させる者に対して、公用令書(第十号様式)を交付するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。
（実費弁償の限度） 第十三条　法第七条第五項の規定による実費弁償の限度は、別表第二による。 ２　施行規則第五条に規定する実費弁償請求書は、第十二号様式による。	（実費弁償の限度） 第十三条　法第七条第五項及び第八条第四項の規定による実費弁償は、別表第二による。 ２　施行規則第五条第一項及び第二項に規定する実費弁償請求書は、第十二号様式による。
別表第一(第二条関係) 一　避難所及び応急仮設住宅の供与 １　避難所 (一)・(二)　略 (三)　避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費）とし、一人一日当たり三百六十円以内とする。 (四)～(六)　略 ２　応急仮設住宅 (一)　略 (二)　建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。 (1)　略 (2)　建設型応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、七百八万九千円以内とする。 (3)～(7)　略 (三)　略	別表第一(第二条関係) 一　避難所及び応急仮設住宅の供与 １　避難所 (一)・(二)　略 (三)　避難所を設けるため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費）とし、一人一日当たり三百七十円以内とする。 (四)～(六)　略 ２　応急仮設住宅 (一)　略 (二)　建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。 (1)　略 (2)　建設型応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、七百二十五万九千円以内とする。 (3)～(7)　略 (三)　略
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 １　炊き出しその他による食品の給与 (一)・(二)　略 (三)　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百九十円以内とする。 (四)　略 ２　略	二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 １　炊き出しその他による食品の給与 (一)・(二)　略 (三)　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千四百八十円以内とする。 (四)　略 ２　略

現　行

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

１・２　略

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別（災害発生の日による。）及び世帯区分により、一世帯当たり次の額以内とする。

(一)　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	二〇、三〇〇円	二六、一〇〇円	三八、七〇〇円	四六、二〇〇円	五八、五〇〇円	八、五〇〇円
冬期	十月から三月まで	三三、七〇〇円	四三、五〇〇円	六〇、六〇〇円	七〇、九〇〇円	八九、三〇〇円	一二、三〇〇円

(二)　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	六、七〇〇円	八、九〇〇円	一三、四〇〇円	一六、三〇〇円	二〇、五〇〇円	二、九〇〇円
冬期	十月から三月まで	一〇、七〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、九〇〇円	二三、六〇〇円	二九、八〇〇円	三、九〇〇円

４　略

五・六　略

改　正　案

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

１・２　略

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別（災害発生の日による。）及び世帯区分により、一世帯当たり次の額以内とする。

(一)　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	二〇、九〇〇円	二六、九〇〇円	三九、九〇〇円	四七、六〇〇円	六〇、三〇〇円	八、八〇〇円
冬期	十月から三月まで	三四、七〇〇円	四四、八〇〇円	六二、五〇〇円	七三、一〇〇円	九二、一〇〇円	一二、七〇〇円

(二)　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	四月から九月まで	六、九〇〇円	九、二〇〇円	一三、八〇〇円	一六、八〇〇円	二一、一〇〇円	三、〇〇〇円
冬期	十月から三月まで	一一、〇〇〇円	一四、四〇〇円	二〇、五〇〇円	二四、三〇〇円	三〇、七〇〇円	四、〇〇〇円

４　略

五・六　略

現　行	改　正　案
七　被災した住宅の応急修理 1　略 2　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理については、次に掲げるところによる。 (一)　略 (二)　当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とする。 (三)　災害発生の日から十日以内に完了するものとする。 3　日常生活に必要な最小限度の部分の修理については、次に掲げるところによる。 (一)　略 (二)　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 (1)　(2)の世帯以外の世帯　七十三万九千円 (2)　住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円 (三)　略 八　略	七　被災した住宅の応急修理 1　略 2　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理については、次に掲げるところによる。 (一)　略 (二)　当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五万六千四百円以内とする。 (三)　災害発生の日から十日以内に完了するものとする。 3　日常生活に必要な最小限度の部分の修理については、次に掲げるところによる。 (一)　略 (二)　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 (1)　(2)の世帯以外の世帯　七十五万七千円 (2)　住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十六万七千円 (三)　略 八　略
九　学用品の給与 1・2　略 3　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (一)　略 (二)　文房具費及び通学用品費 (1)　小学校児童　一人当たり　五千五百円 (2)　中学校生徒　一人当たり　五千八百円 (3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千三百円 4　略	九　学用品の給与 1・2　略 3　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 (一)　略 (二)　文房具費及び通学用品費 (1)　小学校児童　一人当たり　五千八百円 (2)　中学校生徒　一人当たり　六千百円 (3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千六百円 4　略
十　埋葬 1・2　略 3　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とする。 4　略	十　埋葬 1・2　略 3　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人二十三万九千四百円以内、小人十九万千五百円以内とする。 4　略

現　行	改　正　案
十一　死体の捜索及び処理 1　略 2　死体の処理 (一)～(三)　略 (四)　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千七百円以内とする。 (2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千九百円以内とする。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。 (3)　略 (五)　略	十一　死体の捜索及び処理 1　略 2　死体の処理 (一)～(三)　略 (四)　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千八百円以内とする。 (2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について平常時に要すると認められる額とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり六千百円以内とする。ただし、死体の一時保存に必要なドライアイスの購入費等の経費については、当該地域において平常時に要すると認められる額を加算する。 (3)　略 (五)　略
十二　災害によって住居又はその周辺運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 1　略 2　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行つた障害物の除去につき一世帯当たりの平均十四万三千九百円以内とする。 3　略	十二　災害によって住居又はその周辺運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 1　略 2　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他の障害物の除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において行つた障害物の除去につき一世帯当たりの平均十四万八千六百円以内とする。 3　略
別表第二(第十三条関係) 一　災害救助法施行令第四条第一号から第五号までに規定する者 1・2　略 3　旅費 (一)　車賃　一キロメートルにつき　二十五円 (二)　宿泊料　一夜につき　九千八百円 (三)　旅行雑費　一日につき　千二百円 二　略	別表第二(第十三条関係) 一　災害救助法施行令第四条第一号から第五号までに規定する者 1・2　略 3　旅費 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の適用を受ける職員の例により計算した額 二　略 三　法第八条第二項に規定する登録被災者援護協力団体 救助の種類ごとに、別表第一各号の規定の例により計算した額

現　行

第10号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第　　号
協力令書発付年月日	年　月　日

公　　用　　令　　書

住　所（所在地）

職　業

氏　　名

年　　月　　日生

（法人その他の団体については、その名称）

上記の者、災害救助法第8条の規定に基づき次のとおり協力を命ずる。

年　　月　　日

青森県知事　氏　　名　印

協力すべき救助業務	
協力すべき場所	
協力すべき期間	自　年　月　日 至　年　月　日
出頭すべき日時及び場所	

……切……取……線……

協力令書発付番号	第　　号
協力令書発付年月日	年　月　日

年　　月　　日　午前後　時　　分

青森県知事　　殿

住　所（所在地）

氏　　名

1　公用令書

上記のとおり受領しました。

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改　正　案

第10号様式（第11条関係）

協力令書発付番号	第　　号
協力令書発付年月日	年　月　日

公　　用　　令　　書

住　所（所在地）

職　業

氏　　名

年　　月　　日生

（法人その他の団体については、その名称）

上記の者、災害救助法第8条第1項（第2項）の規定に基づき次のとおり協力を命ずる。

年　　月　　日

青森県知事　氏　　名　印

協力すべき救助業務	
協力すべき場所	
協力すべき期間	自　年　月　日 至　年　月　日
出頭すべき日時及び場所	

……切……取……線……

協力令書発付番号	第　　号
協力令書発付年月日	年　月　日

年　　月　　日　午前後　時　　分

青森県知事　　殿

住　所（所在地）

氏　　名

1　公用令書

上記のとおり受領しました。

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現　行

第12号様式（第13条関係）

年　　月　　日

青森県知事　　殿

住　　所

職　　業

個人番号

氏　　名

災害救助従事者実費弁償請求書

￥.

公用令書による扶助従事費

細則第　　項

内　　訳

鉄道賃　　円（　　キロメートル分）往復分

車　賃　　円（　　キロメートル分）往復分

宿泊料　　円（　　夜分）

1夜　　円

旅行雑費　　円（　　日分）

1日　　円

年　月　日	発着地名	旅行程路		鉄道賃	備考
		陸路	鉄路		

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改　正　案

第12号様式（第13条関係）

公用（協力）令書番号	第　　号
公用（協力）令書発付年月日	年　月　日

年　　月　　日

青森県知事　　殿

住　　所

職　　業

個人番号

氏　　名

（法人その他の団体については、その名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地）

実　費　弁　償　請　求　書

￥.

￥.

内訳　別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条第1項（第2項）の規定に基づき、下記の事実によって、上記金額を請求します。

記

1　従事（協力）した業務

2　従事（協力）した業務

3　従事（協力）した場所

注　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。